

東京都医師会 母体保護法指定医師の指定基準

この規定は、東京都医師会が母体保護法第14条により指定医師を指定する場合の基準を定めるものとする。

母体保護法指定医師（以下「指定医師」という）を指定する場合は、東京都医師会は母体保護法指定医師審査委員会を設置し、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査を行うとともに遵守事項の励行を求めるものとする。

1 人 格

指定医師は、指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2 技 能

指定医師は、都道府県医師会が指定する研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を修得しつつ下記要件を具備すること。

（1）医師免許取得後5年以上経過しており、産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。

（2）研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。

なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、原則として所属する指定医師研修機関及びその指定医師研修機関の連携施設（以下、「指定医師研修連携施設」という）で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

（3）都道府県医師会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という）を原則として申請時までに受講していること。

3 指定医師研修機関の条件

指定医師の指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記の各条件をみたす医療施設とする。

（1）医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含む）かつ分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

- (2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。
- (3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件をみたさない場合でも、医育機関及び要件をみたす指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことができる医療機関を指定医師研修連携施設として東京都医師会に登録することができる。

4 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請

指定医師研修機関の指定又は指定医師研修連携施設の登録を申請するものは、東京都医師会長宛に指定又は登録の申請を行い、指定又は登録を受けなければならない。

- (1) 東京都医師会は、適格と認めた指定医師研修機関を指定又は指定医師研修連携施設として登録する。東京都医師会は、指定した指定医師研修機関に指定証、登録した指定医師研修連携施設に通知書を発行する。
- (2) 指定された指定医師研修機関及び登録された指定医師研修連携施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その機関及び施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに東京都医師会長宛に届け出なければならない。その時点で指定又は登録は失効する。

5 指定医師指定取得の申請及び登録

指定医師の指定を申請するものは、東京都医師会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

東京都医師会は、適格と認めたものを指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

原則として指定医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

6 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

7 設備指定の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、所属する医療施設について、東京都医師会長宛に設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

- (1) 東京都医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、東京都医師会に登録する。

- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、速やかに再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その時点で設備指定は失効する。

8 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

9 指定の更新及び取消

(1) 指定医師の指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことがある。

- ①第11項に示す指定医師遵守事項の励行。
- ②第1項及び第6項の指定条件の各項目に関する適否。
- ③第8項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行。
- ④母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

なお、指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消、その他の処分を行うものとする。

(2) 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の更新並びに取消

指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の更新は、2年毎に第3項の条件の各項目に関する適否を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には指定及び登録を保留し、又は指定及び登録の更新を行わないことがある。

なお、指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに適否について検討し、指定及び登録の取消、その他の処分を行うものとする。

10 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

11 指定医師の遵守すべき事項

(1) 母体保護法第14条第1項により指定された医師は、この事項を遵守すべき旨、東京都医師会長に文書により誓約しなければならない。

- (2) 指定医師は氏名変更、指定を受けた医療施設の変更（場所、設備）があった時は、直ちに東京都医師会長へ届け出なければならない。
- (3) 指定医師は指定された医療施設の廃止、設備要件の欠如又はその指定された医療施設より転出した場合には指定医師資格を喪失する。その際、直ちに指定医師証を東京都医師会長へ返却しなければならない。
- (4) 指定医師の2年毎の更新に際しては、示された手続きを行わなければならない。
- (5) 指定医師は母体保護法第25条に定められた届出を怠ってはならない。
- (6) 指定医師は母体保護法第14条の人工妊娠中絶を施行するに当たっては、常に次のことを遵守しなければならない。
 - ①人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
 - ②人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先等においては行わないこと。
 - ③必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施し、少子化傾向に鑑み、初産平均年齢を引き下げるよう努力するとともに家族計画を指導すること。
- (7) 指定医師の診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (8) 指定医師は、地区医師会、東京都医師会、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会等が行う研修会の受講を怠ってはならない。
- (9) 指定医師は、他の指定医師と円満協議し、救急時相互扶助の体制を確立するよう努めなければならない。

12 東京都医師会母体保護法指定医師審査委員会

東京都医師会内に指定医師審査委員会を設置する。指定医師審査委員は東京都医師会長が委嘱する。指定医師審査委員会は東京都医師会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

13 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、東京都医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

東京都医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

14 指定基準の改正

本指定基準の改正については、東京都医師会理事会の議を経なければならぬ。

附 則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- (1) 第 2 項の技能に関しては、昭和 46 年以降の医師免許取得者に適用する。
- (2) 東京都医師会は、第 3 項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- (3) 指定の申請に当っては、主任指導医の証明書又は産婦人科専門医の「専門医証」の写しに添えて、第 2 項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による研修症例実施報告書を提出するものとする。

(様式)

研修症例実施報告書

東京都医師会長 殿

所在地

指導施設名

施設管理者名 印

研修医師氏名 ()

年月日	内容 1. 人工妊娠中絶手術 2. 流産手術	妊娠週数	主任指導医名
	1 • 2		
	1 • 2		
	1 • 2		

- (4) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第 2 項に定める技能要件を既に充足しているものとみなす。

附 則

この基準は、平成 14 年 1 月 22 日から改正施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。